

契 約 結 果 表

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 下建農修 第6号 |
| 2 | 工 事 名 | 東陽マンホールポンプ(SP63)No.1ポンプ取替修繕 |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市東陽町 |
| 4 | 工 種 | 管工事 |
| 5 | 工 事 概 要 | 形式:マンホール用水中ポンプ
電動機出力=0.75kW、周波数60Hz、電圧=200V、起動方式=直入、台数=1台 |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥1,562,000 |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年12月9日 |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年12月10日 ～ 令和7年3月14日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 八代市大手町2丁目4番25号
商 号 又 は 名 称 第一設備工業(株)
代 表 者 代表取締役 前田満洋 |
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由
- 地方公営企業法施行令第21条の13第6号
- 本件は、東陽農業集落マンホールポンプ(SP63)のNo.1ポンプが故障により運転不能であるため、取替修繕を行うものである。
- マンホールポンプは、地域の生活排水を処理施設まで送水する役割を担っており、安定かつ継続的な稼働が求められる重要な施設であることから、1箇所につきポンプは2基設置している。
- 当該マンホールポンプは、供用開始後24年経過し老朽化が著しくなっており、当該ポンプだけでなく現在稼働中のポンプも故障リスクを抱えており安定稼働が危惧されることから、早急な対応が必要である。
- 仮に本件を入札に付した場合、契約まで1ヶ月期間を要することになり、その間に、現在稼働しているポンプが故障し、住民の生活排水が送水できなくなり、マンホールから汚水があふれ、最悪の場合、住民の排水溝から汚水が逆流することも想定される。
- よって、競争入札に付することが不利となるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号を適用し、対応可能な業者2者からの見積合わせによる随意契約とするものである。
- ※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年2月19日

契 約 結 果 表

- | | | | | |
|----|--|--|----------------|-----------|
| 1 | 工 事 番 号 | 令和6年度 営工 第54号 | | |
| 2 | 工 事 名 | 八代市泉支所震度情報システム移設工事 | | |
| 3 | 工 事 場 所 | 八代市泉町柿迫3188番地2 | | |
| 4 | 工 種 | 震度情報システム移設一式工事 | | |
| 5 | 工 事 概 要 | 泉支所移転に伴い、移転先である振興センターいずみへ震度情報システムの移設を行うもの。 | | |
| 6 | 契 約 金 額 | ¥6,204,000 | | |
| 7 | 契 約 日 | 令和6年12月18日 | | |
| 8 | 工 事 期 間 | 令和6年12月19日 | ～ | 令和7年8月29日 |
| 9 | 請 負 業 者 | 住 所 | 熊本市北区飛田2-12-90 | |
| | | 商 号 又 は 名 称 | (株)三栄テレコム | |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 小川真奈美 | |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | | | |
| | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | | | |
| | 現在、泉支所内に震度情報設備システムが設置してあるが、支所移転に伴い移転先である振興センターいずみへ移設する必要がある。 | | | |
| | 同システムは、県が気象庁からの指示を受けて設置したものであり、設置基準として「平成の大合併」以前の市町村につき1観測所と定義されている。 | | | |
| | 移設工事に関しては、「株式会社三栄テレコム」が新設時に気象庁の設置基準に沿った施工を実施しており、今回の移設に関しても他の業者では把握していない設計変更等が発生することとなる。 | | | |
| | 上記を鑑みた場合、同社が当該移設工事を施工できる唯一の業者であるため、同社を相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約とするものである。 | | | |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和7年2月19日